

2008年3月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ツ ヴ ァ イ  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 田路 正  
(コード番号：2417 東証第二部)  
問い合わせ先 管理本部長 福島 徹  
電 話 番 号 03-3519-7401

### 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権発行について

当社は、2008年3月27日開催の当社取締役会において、会社法第361条に規定する取締役が受ける報酬として、当社取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを目的とした新株予約権を、会社法第236条および第238条の規定に基づき、以下のとおり発行することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、今後につきましても、取締役に対し、引き続き法令の定めに従い、株式報酬型ストックオプションを目的として新株予約権を割り当てていくことを予定しております。

#### 記

##### 1. 新株予約権を発行する理由

当制度は、取締役に対する報酬と当社の業績、株式価値との連動性をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的としており、以下に記載のとおり、行使に際して払い込みをなすべき金額を1株当たり1円とする新株予約権を公正価値で発行するものです。

##### 2. 新株予約権発行の要領

###### (1) 新株予約権の名称

株式会社ツヴァイ第1回株式報酬型ストックオプション（新株予約権）

###### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 8,500 株とする。

###### (3) 新株予約権の総数

85 個とする。

なお、新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とする。

###### (4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

払込金額は、割当日に算出する公正な評価額とする。ただし、取締役の報酬の対価をもって払い込むものとし、金銭の払い込みを要しない。

###### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。

- (6) 新株予約権を行使できる期間  
2008年5月21日から2023年5月20日までとする。
- (7) その他新株予約権行使の条件
- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役および監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
  - ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
- (8) 新株予約権の消却事由及び消却の条件
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間であっても取締役、監査役のいずれも退任した日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
  - ②新株予約権者が、次のいずれかに該当した場合、会社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。
    - (ア) 法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
    - (イ) 禁固以上の刑に処せられた場合
    - (ウ) 会社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
    - (エ) (10) に定める権利継承者が死亡した場合
    - (オ) 新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
  - ③当社取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、会社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得し消却する。
- (9) 新株予約権の譲渡禁止  
新株予約権者及び(10) に定める権利継承者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできないものとする。
- (10) 新株予約権の相続  
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利継承者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利継承者が死亡した場合、権利継承者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (11) 新株予約権証券の発行  
新株予約権者及びその権利継承者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
- (12) 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において発行価額中資本に組み入れる額  
1株当たり帳簿価額（注）と行使価格との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）を資本に組み入れる。  
（注）上記（4）の払込金額を付与株式数で除した価額
- (13) 割当先  
2007年5月15日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（5名。非常勤取締役を除く。）に割り当てる。
- (14) 新株予約権の割当日  
2008年4月21日